

岡山運輸支局からの周知事項・取組報告

令和7年3月
中国運輸局 岡山運輸支局

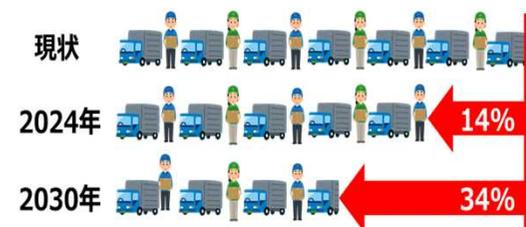
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を**義務付け***2。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①**必要な法令等の知識**を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

○①**荷主***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

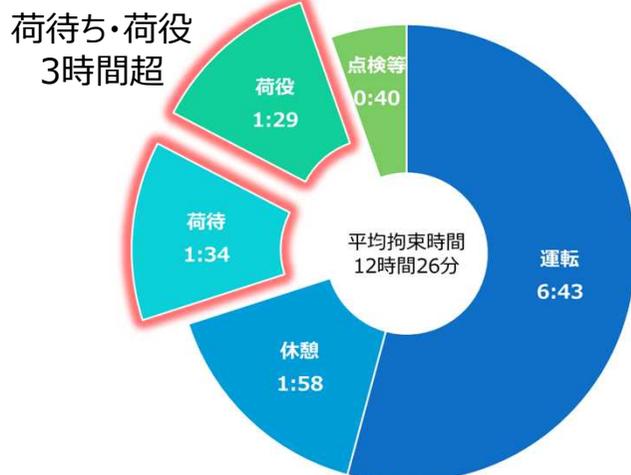
○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

---【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】--- 【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】 --- 【荷主等が取り組むべき措置の例】 ---



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例**を示した**判断基準・解説書**を策定。（令和7年4月1日より施行）

① 積載効率の向上

- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

特定事業者の指定基準等のポイント（※来年（2026年）4月施行予定）

- 全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるような基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
（上位70社程度）

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
（上位790社程度）

- **物流統括管理者（CLO）**は、**事業運営上の重要な決定に参画**する管理的地位にある**役員等から選任**。

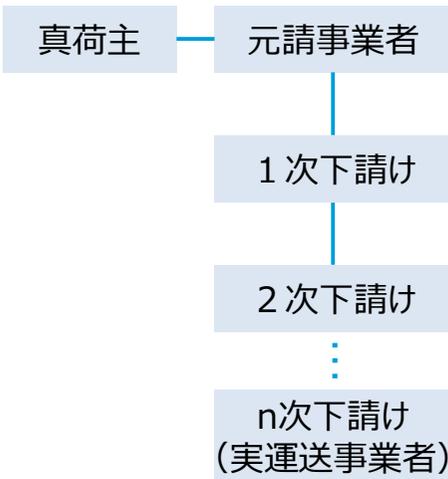
物流業界の多重下請構造是正に向けた取組につなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

- **運送契約締結時**に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付**を義務付け*。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務***を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任を義務付け。【法第24条第1項、法第24条の2～第24条の4関係】
- **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け。【法第24条の5関係】

* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

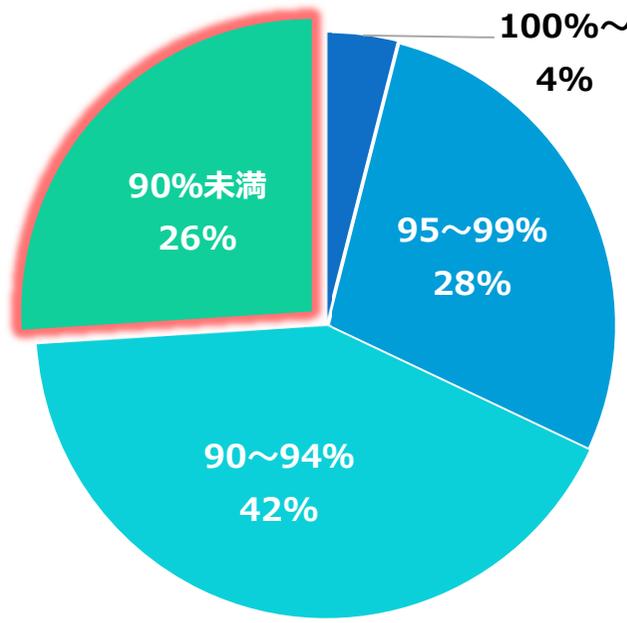
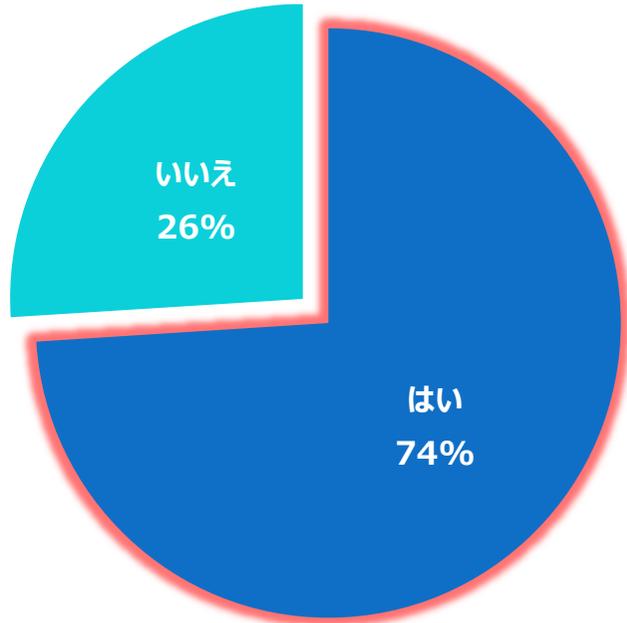
⇒ **令和7年4月1日施行**

-----【多重下請構造のイメージ】-----



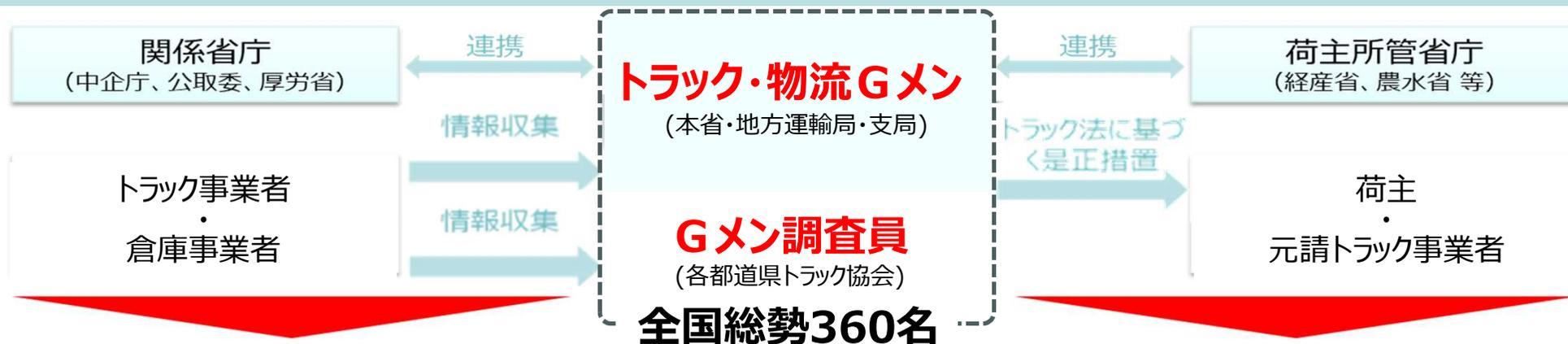
-----【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】-----

-----【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、
請け負った金額の概ね何%か】-----



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

トラック・物流Gメンが設置され、調査員とともに荷主・元請事業者への監視体制を強化



トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への「プッシュ型」の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

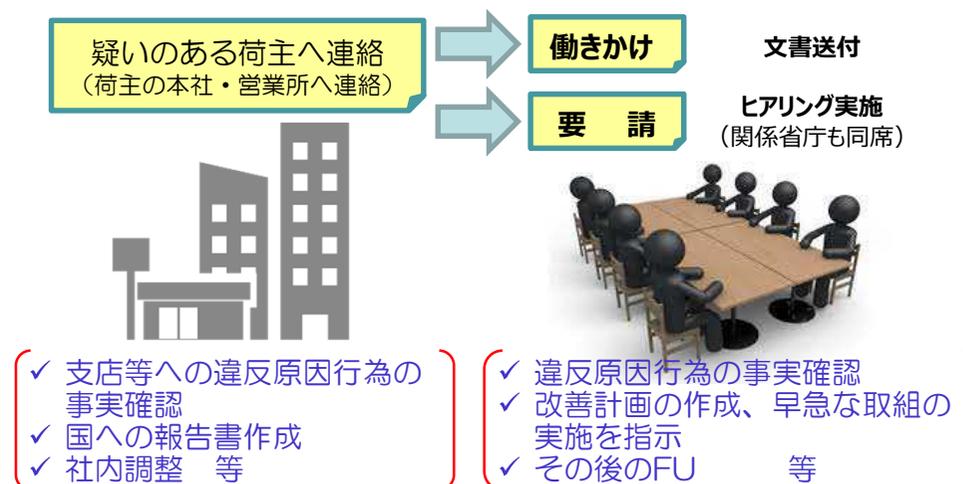
トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の執行力を強化（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

「プッシュ型情報収集」

- ① **ヒアリング（訪問・電話）**
違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集
- ② **パトロール（現場の状況確認）**
違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など
- ③ **フォローアップ調査（パトロール時に実施）**
 - ・ 情報提供元への事実確認・深堀り
 - ・ 「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

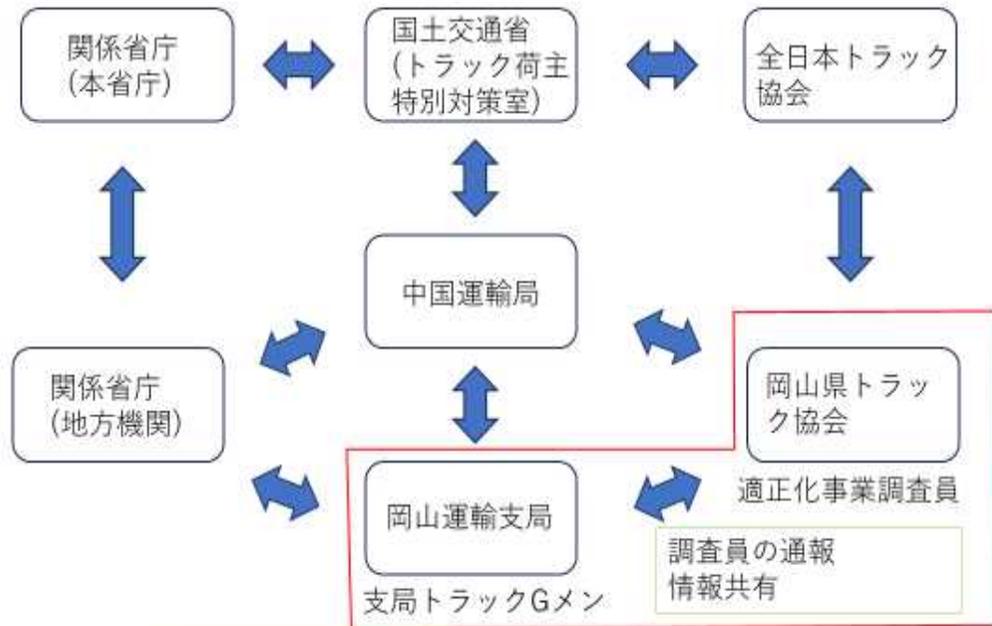
「是正指導」



各関係省庁及び機関との連携について

経緯

トラック・物流Gメンが違反原因行為への対処を行うためには、違反原因行為をしているおそれのある荷主の情報を効果的に収集する必要があることから、適正化事業調査員を選任することで地方実施機関と連携して情報収集を行えるようになった。



岡山運輸支局では協議会事務局である労働基準監督署やトラック協会との合同パトロールを行い荷主・元請事業者の物流担当に対して、制度周知や2024年問題の流れなどの説明を行うことで今後トラック事業者からの契約交渉を受けた際に対応いただくようお願いしている。

働きかけ・要請・勧告については本省・本局・支局の業務

西日本トラックGメンによる広域連携

(西日本4局トラックGメン合同パトロール)

西日本の各運輸局が連携の上、大消費地の着荷主に働きかけを実施

中国・四国・九州発の貨物の多くは大消費地である近畿（大阪・兵庫）の着荷主に納品され、そこで常態的な荷待ちや
附帯作業などの違反原因行為が行われており、日頃「目安箱」にも多数の投稿が寄せられている。

しかしその多くが連絡先不明や連絡不可などで、働きかけ、要請などの「是正指導」に結びついていない。

そこで、現地調査の実施とともに、こうした「声」を荷主に届けるため、近畿・中国・四国・九州の各地方運輸局が連携し、
令和6年9月25,26日に、大阪市内において、西日本4局トラックGメン合同パトロールを実施した。

大消費地で活動する中国、四国、九州の
トラックドライバーに実状をヒアリングし、
荷待ち、附帯作業等の違反原因行為の実態を調査。

トラック事業者・ドライバーの「声」を届け、是正を促すため、
各運輸局のGメンが連携して大阪等の主な
荷主に対するパトロール（アポ無し訪問）を実施。



合同パトロール実施のメリット

威圧効果：数の優位で、荷主への説明を有利に進める
エリア匿名性の確保：特定エリアのトラック事業者・ドライバーを対象とした仕返し、犯人探しを防ぐ。

機動力：一度に多くのポイント(荷主拠点)を捕捉。

2日間で33箇所をアポ無し訪問(うち27荷主に接触・説明)。他3荷主に対し働きかけ、ヒアリングを実施。

お菓子メーカー物流担当者向けセミナー開催

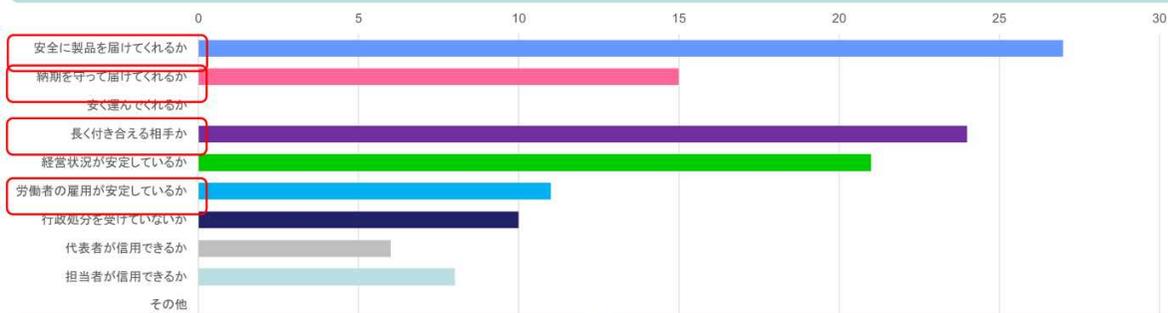
令和6年11月にはお菓子メーカーである(株)明治から講演依頼があり、東京にてトラックGメンについてや今後の法改正について講演を行った。参加者は様々なお菓子メーカー・問屋・物流会社など100人を超える規模となった。



事前アンケート結果



物流パートナー選定の重要項目 (全体)



物流パートナー選定の重要項目(荷主回答)



物流パートナー選定の重要項目(物流回答)



講義内容の工夫として参加者へ事前アンケートを行い関心が高いトピックスを取り上げた。中でも荷主の考える物流パートナー選定の項目は生の声を聞くことができる貴重なものであった。

自動車運送業等及び自衛隊における人材確保の取組

自動車運送業や自動車整備業の担い手確保に向け、国土交通省、防衛省及び業界団体との間で「自動車運送業等及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」の締結（令和6年6月28日）

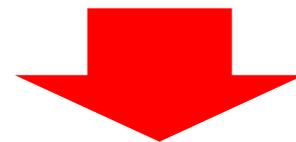
岡山地方協力本部(以下「岡山地本」と)との連携

運送業・整備業の人材確保

- 令和6年7月19日 [運送業・整備業説明会(次頁参照)]
運送業の仕事内容などの説明を直接駐屯地(日本原・三軒屋)の自衛官に対して実施。
- 9月17日 [合同企業説明会次頁参照]
岡山地本が開催する「岡山地区合同企業説明会」に参加
 - ・運輸支局管理ブースの設置
 - ・説明会への運輸関連事業者(バス・タクシー等含)の参加は10社

自衛隊の人材確保

- 岡山地本から自衛官募集等のポスター掲示の協力依頼
→ バス車内、路面電車内への掲示
岡山運輸支局、関係団体建物 への掲示



自動車運送業等及び自衛隊における人材確保の取組に係る連携



● 掲示状況



バス・路面電車内

支局庁舎内

岡山地方協力本部との連携

運送業・整備業の人材確保

■運送業・整備業説明会（令和6年7月19日）

○日本原駐屯地

時間: 10:00~11:30

参加人数: 25名(定年制・任期制)

説明: 各20分

バス: 中鉄バス(株)・中鉄北部バス(株)、バス協会

タクシー: タクシー協会

トラック: トラック協会

整備: 岡山運輸支局

○三軒屋駐屯地

時間: 14:30~16:00

参加人数: 11名(定年制・任期制)

説明: 各20分

バス: 岡山電気軌道(株)、バス協会

タクシー: タクシー協会

トラック: 藤森運輸(株)、トラック協会

整備: 岡山運輸支局



日本原駐屯地



三軒屋駐屯地

気付き

・参加者へのアンケートを実施することで、退職自衛官の運送業に対する認識を確認できれば良かった。

【質問】

- ・英語などのスキルが必要か
- ・ドライバーは何歳くらいまで第一線で勤務できるのか。
- ・運転業務から長く離れているが、支障ないか

■合同企業説明会（令和6年9月17日）

○場所: イオンモール岡山 5F おかやま未来ホール

○参加人数: 20名(定年制・任期制)

◎運送業の業務紹介パンフレットを配布

◎運輸支局管理ブースで業務内容等を運送事業者から説明

(バス/タクシー) 稲荷交通(株)

(トラック) 藤森運輸(株)

運輸支局管理ブース



気付き

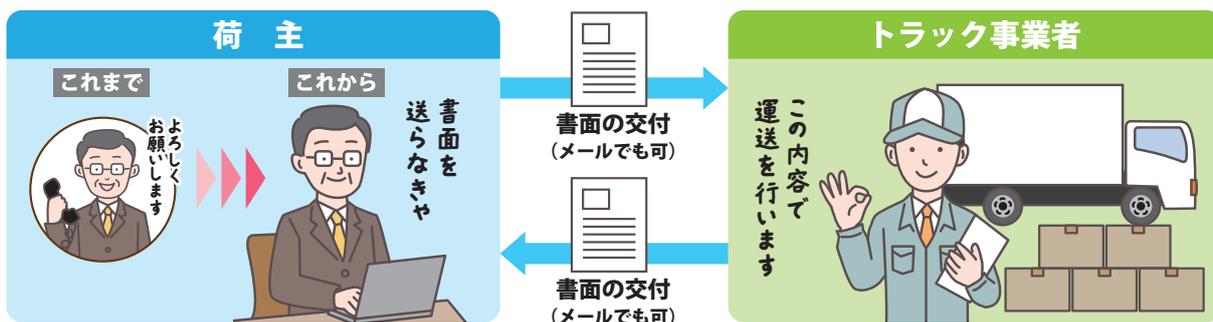
・ブースを目立たせる工夫等、運輸支局管理ブースのPRが必要。

運送契約締結時の書面交付義務化

運送契約を書面化しよう



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。



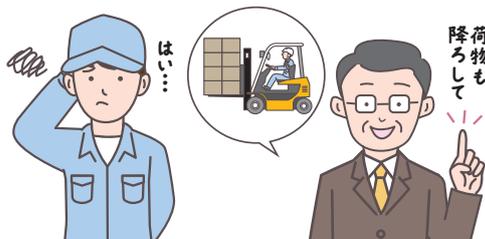
※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方**に義務付けられます。
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット

適正な運賃・料金の收受



現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等のコンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



- ※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。
- ※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。
- ※下請構造の中にある貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料 (30分～)



積込料・取卸料



燃料サーチャージ



有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
<p>差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/>口運輸 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貨切距離制 積込：4/5 12時 (○○食品 A工場) 取卸：4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円、 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税込 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp</p>	<p>差出人：xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>○○食品㈱ 国土さま</p> <p>メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)</p> <p><input type="checkbox"/>口運輸 ○○課 運輸 一部 〒***** 栃木県○○市○○2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx</p> <p>-----Original Message----- 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/>口運輸 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貨切距離制 品名：冷凍食品1トン (10パレット) 積込：4/5 12時 (○○食品 A工場) 取卸：4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円、 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税込 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp</p>
<p>(※) トラック事業者から真荷主に對してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。</p>	

実運送体制管理簿の作成・ 情報通知の義務化

実運送体制管理簿を作成しよう



多重下請構造の可視化を図るため、**元請事業者に対し**、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**られます。

実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

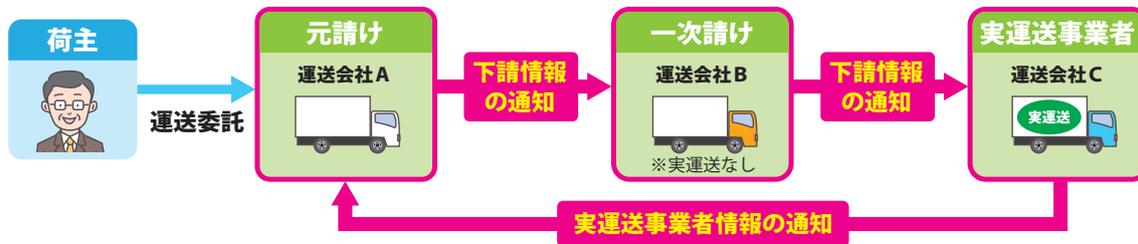
- ・元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- ・引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- ・利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- ・実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

実運送体制管理簿の作成義務について

● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- 対象となる貨物の重量は、**1.5トン以上**です。
- 実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

1 荷主の1 運送依頼あたりの重量が **1.5トン以上**



● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ① 実運送の **商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の **内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の **請負階層** (一次請け、二次請け等)

実運送体制管理簿のイメージ

赤枠: 必須の記載事項

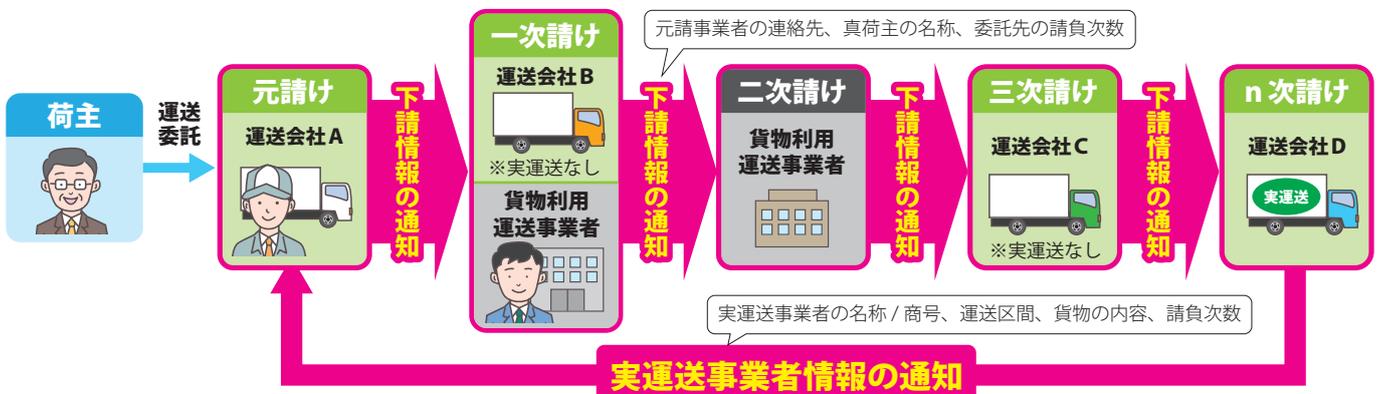
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	O運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、**当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。**

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。





委託先への発注を適正化しよう

委託先への発注適正化(健全化措置) 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務化

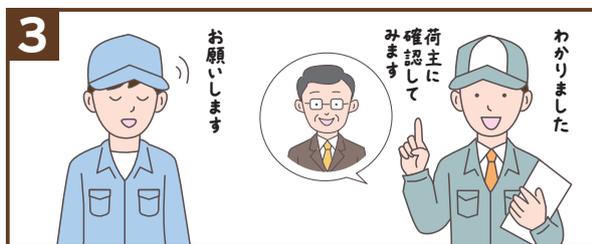
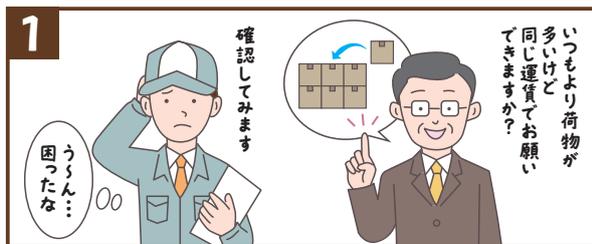


運送利用管理規程を作成しよう
運送利用管理者を選任しよう



利用運送を行うときに**委託先への発注適正化(健全化措置)**について**努力義務**が課されるとともに、一定規模以上の事業者については、**健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付け**られます。

健全化措置のイメージ例



健全化措置によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまって、多重下請構造の是正におけた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。
※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

健全化措置の努力義務について

● 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



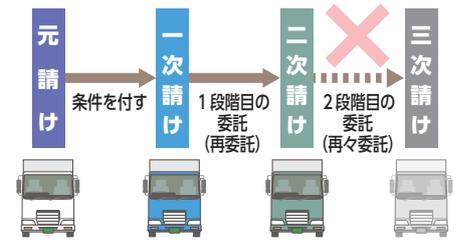
2

「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務について

● 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上^{*}）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

- ① 運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ② 運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

^{*}毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断します。

運送利用管理規程の 必要項目

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ② 健全化措置の内容に関する事項
- ③ 健全化措置の管理体制に関する事項
- ④ 運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理者の職務

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ② 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③ 実運送体制管理簿を作成する場合には、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

^{*}運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任します。

届出期限

利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで^{*}に届出をする必要があります。

^{*}令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。



令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります

荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積込み

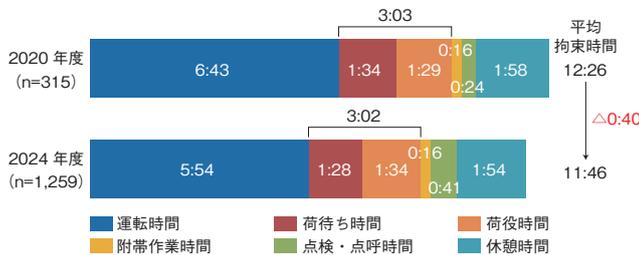
取卸し

荷造り・仕分・
棚入れ等

荷待ち



◎トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出典：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」とされていたものを、「全車両」へと拡大しました。

《改正の目的》

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録することで、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に収受する根拠とすることができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課すこととなります。荷待・荷役時間を把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者の確認を取ることと想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様（裏面：記載例）に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

業務記録付票 [記載例]

※全車両対象

〔発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合〕

パターン例 (サンプルA)

8 : 45 集貨地点に到着
 9 : 00 到着時間の指定時刻
 (荷主都合の待機 : 20分) →20分
 9 : 20 ~ 9 : 40 附帯業務①(荷造り)
 (荷主都合の待機 : 20分) →30分
 10 : 00 ~ 10 : 30 附帯業務②(ラベル貼り)
 積込み →60分
 10 : 30 ~ 11 : 30 積込み
 11 : 30 出発

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

〔着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外〕

パターン例 (サンプルB)

15 : 45 荷卸し地点に到着
 16 : 00 到着時間の指定時刻
 (荷主都合の待機 : 40分) →20分
 16 : 40 ~ 17 : 00 取卸し
 (荷主都合の待機 : 20分) →30分
 17 : 20 ~ 17 : 50 附帯業務 (棚入れ)
 17 : 50 出発

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社○○ 車両番号：○○○○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
○/△	○○○○	○○物流センター	8:45	9:00
荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積込み/取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	4.0分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られた場合	荷主側担当者不在の場合
1. 積込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷重④ 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 棚待ち 7. 棚待ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. ほか作業 11. その他()		△△ △△	契約書に荷役作業等の内容の全てが明記されている場合、合計時間が1時間以上となる場合は業務記録への記載が必要です。	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等については記載は不要です。
 ※〔発・着〕荷主側担当者確認欄〕には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社●● 車両番号：●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●●●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積込み/取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られた場合	荷主側担当者不在の場合
1. 積込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷重④ 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 棚待ち 7. 棚待ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. ほか作業 11. その他()		●● ●●	荷主側の確認が得られなかった場合や、担当者が不在の場合は、該当する欄に「✓」を記載してください。	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等については記載は不要です。
 ※〔発・着〕荷主側担当者確認欄〕には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。